

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 7 年 平 均	7 年 11 月 分	7 年 12 月 分
製 造 業		9		10.4	48	449	475	528	538	
	食 料 品 製 造 業	10		10.6	55	514	724	748	755	
		11	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料及び乳製品等の製造を行うもの	10.9	51	426	528	554	564	
		12	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子及び米菓等の製造を行うもの	12.6	83	928	1,613	1,634	1,667	
		13	食料品製造業のうち、11及び12に該当するもの以外のもの	10.0	49	437	561	585	585	
	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	14	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料及び有機質肥料の製造を行うもの	8.9	32	357	515	541	530	
	織 維 工 業	15	製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行うもの	5.9	31	345	308	347	362	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	16	木材、その他の植物原料及び古繊維からパルプ及び紙の製造を行うもの並びにこれらの紙から紙加工品の製造を行うもの	6.0	35	425	230	249	257	
	印 刷 ・ 同 関 連 業	17	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業及び印刷関連サービス業を営むもの	10.0	58	548	459	492	516	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和8年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和7年分のものとは異なる業種目などについては、令和7年11月分及び12月分の金額は、令和7年分の評価に適用する令和7年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和7年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和8年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				8 年														
				1 月 分														
製 造 業			9	570 472	612 479													
食 料 品 製 造 業			10	778 714	827 719													
畜産食料品製造業			11	581 520	589 524													
パン・菓子製造業			12	1,720 1,578	1,829 1,590													
その他の食料品製造業			13	602 556	648 561													
飲料・たばこ・飼料製造業			14	526 496	519 498													
織 維 工 業			15	377 297	391 302													
パルプ・紙・紙加工品製造業			16	273 233	278 235													
印 刷 ・ 同 関 連 業			17	534 433	523 440													